

# ケアマネの部屋

発行日：令和1年9月30日（No.25）

発行元：浜松市介護支援専門員連絡協議会

ブログ：はままつケアマネの部屋

<https://keamanenoheya.hamazo.tv/>

高齢者虐待17588件！！

## \*虐待の早期発見のためにケアマネに求めたいこと\*

平成31年4月1日、厚生労働省通知文（老発0401 第9号）によると、平成29年度の調査結果、65歳以上の高齢者の虐待判断件数が過去最多の17588件となっています。そのうち、要介護認定済みの高齢者は7割弱。虐待対応は、法的根拠に基づく高齢者の権利擁護です。日常的に要介護認定済みの高齢者に関わる私たちケアマネジャーにできることは？

今回は、地域包括支援センターの視点で『ケアマネジャーに求めること』を伺ってみました。



地域包括支援センター佐鳴台 センター長 中村寛之

ケアマネとして「虐待」或いは「その疑い」の報告を受けた時、市や包括への相談をためらわれた経験はないでしょうか？

サービス事業所から「あざ」等の報告があった際、その発見から包括への相談までに時間差があると、あざの原因や発生時の様子等「事実確認」ができないことがあるため、それらはタイムリーに行なっていく必要があります。また、虐待と疑われることがあった場合、日時など記録しておくことも必要です。そのためには「虐待と捉えられるものが何なのか」を理解することが重要です。

家族に寄り添いマネジメントをしていると、「あんなに頑張っているんだから」「そんなつもりじゃないと思う」という気持ちになると思いますが、1人で抱え込み状況がさらに深刻化する前に、「虐待の通報」と構えずに「気になる高齢者の相談」として市や包括に相談して頂ければと思います。早い段階で関わりを持たせて頂くことで、関係機関等、必要な支援に繋ぐことができると思います。

略名・高齢者虐待防止法は「養護者支援法」でもあります。高齢者虐待防止に資する取り組みは、ご本人とその養護者双方を守り支援するものです。虐待を未然に防ぐためにも、認知症や養護者の介護疲れ、経済的困窮などの虐待発生要因について理解を深めて頂き、権利擁護の視点をもって関わって頂くことが大切です。

今回の原稿作成するにあたり、中区包括の皆様にご協力頂きましたことを深く感謝いたします。

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送る事ができるよう支援するものです。高齢者虐待を防止するためには、できるだけ早い段階で虐待の兆しを把握し対応する事が必要です。

高齢者や養護者等に虐待が疑われるサインが見られる場合には、ケアマネが一人で抱え込まず、まずは事業所内で同僚や上司等と【虐待発見チェックリスト】(注)でチェックし、該当する場合は速やかに地域包括支援センターに相談して下さい。この時点で、虐待かどうかの判断をケアマネが担うことはありません。地域包括支援センターや行政が緊急度を判断し、事実確認や支援を行います。

高齢者虐待の多くには複雑な背景があり、単独機関では解決できない事が多いため、多職種・機関がチームで役割を分担して支援していきます。ケアマネには高齢者の危険性や介護者負担を考慮しケアマネジメントに反映する役目がありますので、引き続き連携協力をお願いしていく事になります。残念ながらケアマネが虐待のサインに気付いていながら、地域包括支援センターへの通報が遅れてしまうことが未だ見られます。地域包括支援センター等が開催する高齢者虐待対応研修に参加し、早期対応への理解を深め支援者のネットワークを構築する機会としていただく事をお願いいたします。

(注：浜松市発行高齢者虐待対応手引き参照)

## 「高齢者虐待対応手引き」について

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援の法律」が施行されました。浜松市では平成 22 年 3 月に「高齢者虐待対応手引き」を作成し、現在は第 4 版(平成 28 年 4 月)が発行されています。

手引きには「高齢者虐待とは(定義・分類)」、「関係機関の役割分担と支援体制」、「高齢者虐待への対応」、「養介護施設従事者等による虐待への対応」、「成年後見制度の活用」、「高齢者虐待の記録(記録のポイント・様式)」が掲載されています。

手引きは浜松市ホームページの下記の場所に格納されています。各自、ダウンロードして下さい。

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 高齢者の方へ > 高齢者虐待防止について

(またはインターネットで「浜松市 高齢者虐待対応手引き」と検索)



ケアマネが気づいていながら通報が遅れ、虐待が深刻化してしまう事が未だにあるというのは悲しいですね。虐待が疑われた時、「どこから虐待なの?」「通報した事が知られたら今後関わり難くなってしまいかも?」「もう少し様子を見た方が良いのかな…。」いろいろな迷いが出ると思いますが、相談や通報する事を恐れずに早期対応を心掛けてください。

今現在、虐待のケースに遭遇していなくても、これを機会に今一度「高齢者虐待対応の手引き」を読み返してみるのも良いのではないのでしょうか。



## 令和元年度浜松市介護支援専門員連絡協議会通常総会報告

広報委員会 成瀬和紀

当連絡協議会の通常総会が、可美公園総合センターホールにて6月8日に開催されました。令和元年6月現在会員数は、1,102名、当日の出席者232名、委任出席407名、計639名で既定過半数を超え総会が成立しました。



第1部総会では議事として、①役員交代 ②平成30年度事業報告 ③令和元年度事業計画 について担当役員より報告がありご承認をいただきました。

事務連絡・行政からの説明では、①浜松市ホームページ掲載の各様式の変更点の説明 ②在宅連携センター「つむぎ」の紹介がありました。

第2部の研修会では、きちっと居宅介護支援事業所 佐藤文恵様、居宅介護支援事業所 恵 奥山恵理子様を講師に招き、前半では「認知症の人のACP（アドバンス・ケア・プランニング）とケアマネ支援」といったテーマで講義をしていただき、後半では、5～6人のグループを作り、認知症についてフリートークで話し合いました。初対面の方も多かったと思いますが、思いのほか盛り上がり、日頃から認知症の方の支援に戸惑いや難しさを感じて業務に当たっていることが共感できたかと思えます。



アンケート集計の結果は、回収率72%のうち、講義について大変参考になった88名(49%)、参考になった84名(46%)、あまり参考にならなかった2名(1%)でした。多数の方が参考になったと答えています。

また、講義全体の感想としては、ACPについて勉強になったといった意見が多く、本人の意思決定、自己選択について改めて考えるきっかけになったかと思えます。

今後、ますますACPの活用が求められます。意思決定が難しい場合等、まだまだ課題はたくさんありますが、利用者の尊厳を守るため、ケアマネジャー1人1人が意識して取り組むことが必要ではないかと感じました。

今年は、冷房設備の不具合もなく、皆様のご理解とご協力により総会・研修会ともに無事終えることができましたことを役員一同心からお礼申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。



群れ咲いた秋桜が風に揺れている今日この頃です。会員の皆様におかれましては、日ごろから浜松市介護支援専門員連絡協議会（以下、浜松市連絡協）の活動に対し、ご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。今回は、浜松市連絡協の総務委員会の活動を紹介させていただきます。



総務委員会は、組織の活動を円滑に進めるための事務を行っています。主な事務的役割は、浜松市連絡協の会計及び会員名簿の管理・役員会の議事録の作成等です。いずれも浜松市介護保険課に置かれている事務局との連携が重要となっています。

なかでも名簿管理に関しては、三年前までは、支部（区ごとの支部組織）ごとに各事業所と登録内容を確認し取りまとめた上で事務局に提出する作業を行っていました。しかし、作業時期以降に退職や異動などがあると名簿に反映されない実態があり、一昨年からは事業所を通して各自で提出いただくよう案内させていただいております。それにより名簿が実態に即したものになり、管理の負担も軽くなったように感じています。

事務的役割のほかには、『架け橋』としての役割があります。浜松市介護保険課のほか他機関とも連携を図りながら、行政・他機関・会員、それぞれの想いをつなぐ架け橋として、その中心を担うことです。そして、会員の皆様にとって少しでも働きやすくステップアップしやすい環境をつくるべく、他の委員会（研修・広報）と協力して行政・他機関等からの情報を提供したり、研修機会を確保したりできるよう取り組んでおります。それらがスムーズに行えるように、浜松市連絡協の役員の負担にも目を向け、事務局とも連携しながら活動を遂行していきたいと思っております。更には、地域のケアマネジメントの質の向上を図り、会員の皆様がケアマネという仕事に就いて良かったと思えるような下支えを行っていききたいと思います。

#### —編集後記—

某デイサービスのお便りで、大切にしていることに「温かいまなざしを送る事・優しく築き上げる言葉で話しかける事・そっと手で触れる事」という言葉がありました。そして、人は見守ってくれる人がいると知るだけで元気が湧いてくるとありました。

雨上がりに道の片隅に小さな花と葉っぱに水滴一つ。夜空を見上げた時に輝くいくつもの星。すべてが何か問いかけてくれているようでした。誰もが大事な出会いの中で、心に余裕が持てる世の中。そんな気持ちで過ごせるよう心掛けていきたいと思う今日この頃です。



ケアマネの部屋 QR コード



ケアマネの部屋No.25号はいかがでしたでしょうか。ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。（介護保険課 FAX053-450-0084）

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】（副会長）加藤千重子 （南区）大迫睦 （北区）太田世津子 （中区）北村庄吾  
（天竜区）鈴木はまの （東区）成瀬和紀 （西区）長谷川和歌子 （浜北区）松井江里子